

京 税 協

発行所 平成15年9月25日 第102号
 京都税理士協同組合
 発行人 上田 寛
 編集人 井上 玲子
 京都市中京区御前通高辻角
 電話(075)312-1845(代)
 E-mail kyozei@kyozei.or.jp



第31回通常総会開催 全議案を承認可決

京都税理士協同組合の第三十一回通常総会が、七月二十五日京都ホテルオークラにおいて開催された。

吉澤俊二専務理事の司会により、本年度中にご逝去された組合員の氏名が読み上げられ、上京支所小山守組合員(都山流竹琳軒大師範小山菁山)が奏でる尺八の音と共に黙祷を捧げ、ご冥福をお祈りした。

廣瀬伸彦副理事長が開会を宣言し、上田寛理事長が挨拶を述べた。

司会者から期末現在の組合員数一、四二二名、本人出席者数二四一名、議決権行使による出席者数八四六名、合計一、〇八七名の出席があり本総会が成立した旨報告された。

また、議長の選任を諮ったところ、司会者一任の声により村山佳也組合員を指名し議事に入った。

第一号議案 第三十一期事業報告及び財務書類承認の件について、事業報告は田中守総務担当専務理事により行われ、財務報告については二股茂財務委員長の説明の後、久保田勇監事の監査報告があった。第一号議案では、特に新会館取得について、基本問題検討特別委員会の設置当初からの経過についてわかりやすい説明があり、財務報告においても、新会館取得により発生した資産科目について詳細説明があった。

第二号議案 第三十二期事業計画及び収支予算承認の件についても各々提案がなされた。第二号議案でも、新会館取得完了に伴う諸費用約一、三〇〇万円が、一般管理費各費目に入れられていることが報告された。

第三号議案 役員任期満了につき改選の件について、定款第三十条第六項ただし書の定めによる投票以外により選任が行われた。

第四号議案 借入金最高限度額承認の件について、限度額を四億円とする旨説明がされた。

活発な質疑応答、意見交換の後、四議案とも原案どおり承認可決され、議長は議事の終了を告げ降壇した。

続いて新役員、理事を代表して上田寛理事長より挨拶があり、その後来賓の方々からご祝辞をいただいた。

最後に粟田正雄副理事長が開会のことを述べて総会は無事終了した。

京都税理士協同組合の第三十一回通常総会が、七月二十五日京都ホテルオークラにおいて開催された。

吉澤俊二専務理事の司会により、本年度中にご逝去された組合員の氏名が読み上げられ、上京支所小山守組合員(都山流竹琳軒大師範小山菁山)が奏でる尺八の音と共に黙祷を捧げ、ご冥福をお祈りした。

廣瀬伸彦副理事長が開会を宣言し、上田寛理事長が挨拶を述べた。

司会者から期末現在の組合員数一、四二二名、本人出席者数二四一名、議決権行使による出席者数八四六名、合計一、〇八七名の出席があり本総会が成立した旨報告された。

また、議長の選任を諮ったところ、司会者一任の声により村山佳也組合員を指名し議事に入った。

第一号議案 第三十一期事業報告及び財務書類承認の件について、事業報告は田中守総務担当専務理事により行われ、財務報告については二股茂財務委員長の説明の後、久保田勇監事の監査報告があった。第一号議案では、特に新会館取得について、基本問題検討特別委員会の設置当初からの経過についてわかりやすい説明があり、財務報告においても、新会館取得により発生した資産科目について詳細説明があった。

第二号議案 第三十二期事業計画及び収支予算承認の件についても各々提案がなされた。第二号議案でも、新会館取得完了に伴う諸費用約一、三〇〇万円が、一般管理費各費目に入れられていることが報告された。

第三号議案 役員任期満了につき改選の件について、定款第三十条第六項ただし書の定めによる投票以外により選任が行われた。

第四号議案 借入金最高限度額承認の件について、限度額を四億円とする旨説明がされた。

活発な質疑応答、意見交換の後、四議案とも原案どおり承認可決され、議長は議事の終了を告げ降壇した。

続いて新役員、理事を代表して上田寛理事長より挨拶があり、その後来賓の方々からご祝辞をいただいた。

最後に粟田正雄副理事長が開会のことを述べて総会は無事終了した。



チャリティーゴルフコンペ開催
VIP君・ランちゃん
チャリティーゴルフ
京都大会
 平成15年10月2日(木)
 瀬田ゴルフコース
 奮ってご参加下さい!
 《お待ちしております》

理事長就任にあたり

理事長 上田 寛

理事長に再任されました、上田寛でございます。大変光栄に存じますとともに、その責任の重大さを厳粛に受け止

め、組合員各位の負託にお応えするため、微力ではありま

すが誠心誠意勤めて参る所存でございます。基本的には大

変革期に直面し、新しく変わ

りつつある税理士制度、そし

て税理士業界において、京税

協の三十年にわたる長い歴史

に培われた伝統を継承し、組

員のための組合として、活

力ある組合の運営と経営を、

役員委員の先生方と一致協力

組合員各位のご理解と、ご協

力を得て遂行していかなけれ

ばならないと考えています。

組合員諸先生のご支援ご協力

を心からお願ひ申し上げます。

う税理士の社会的地位を象徴

する重厚な品格ある新会館、

また組合員の利便に資すると

ともに、税理士の社会的活動

の拠点となる会館が出現しま

す。ご期待下さい。

新年度の事業計画は各部門

とも前年を踏襲していますが、

京都税理士協同組合 第31回通常総会記念講演会

最近の商法改正と税理士

— 中小企業に与える影響 —

講師 弁護士・公認会計士 関根 稔 先生

組織再編税制の中の三〇%の知識を持つている税理士が、一〇%から二〇%になってしま

ったんじゃないかという気が

するんです。税理士に税法

のことを聞いても答えられない

時代が来てしまふんじゃない

か、それがここで終わるん

行、富士銀行と三つの銀行が

ある、それがホールディング

会社を作って、そのホールデ

ィング会社が市場から三銀行の

株全部取得して、その代わり

その株主にはみずほホールデ

ィングの株を渡すというのが株

式移転です。同じ事なんです

よ。この商法改正が通ったと

きは、中小企業にはあまり

関係ないと思っただんですが、

です。そしたら興銀の株主

代表訴訟の原告適格を失っ

った、と判決は言うわけです。

三日前に七回目の商法改正

が成立しました。これで終わ

るんではなくて、まだ改正が

予定されているそうですので

延々と続くんじゃないかと思

います。商法が改正になると

続いて税法も改正になると

れについて弁護士、税理士は

どう対応すべきか、というこ

とは非常に難しい時代になっ

てしまったのではないかと思

います。たとえば弁護士で商

法改正について改正商法の二

〇%部分を理解しての弁護士

というのは、一〇%もない

と思います。税理士でこの七

回の商法改正と組織再編税制

についての理解している税理士

がどのくらいいるかというと、

まず第一回改正、株式交換

と時価主義会計、時価主義が

導入されたということ、商法

では株式交換と株式移転の制

度が創設された。この二つの

制度というのは、交換と移転

になっているのは、交換と移転

が異なるけど同一の制度です。

株式交換というのは既存の会



ディング会社を作ったんではないかと、うがった見方をしているんですが。

それで今みたいに、市場の株主はホールディング会社の株を持ち、ホールディング会社が興銀や第一勧銀の株を持つということになる、株主は、実際動いている興銀や第一勧銀の取締役の責任や報酬について何の権限もなくなってしまう。さらに興銀や第一勧銀がいくら配当するかについても株主は全然口出しできなくなってしまう。それからもう一つ、税法上の問題になるかもしれないが、子会社から、つまり興銀からホールディング会社は配当もいらすね。たとえば一〇〇億の配当もろう、それは益金不算入だと、だからホールディング会社は課税所得がない、でもそこですら経費がかかるから経費を支出すると、そこで税務上どうなるのかな、とちょっと不思議に思っているんです。

次の時価主義会計の導入ですけれど、私が簿記や会計を習った時には、取得原価主義があたりまえの話でして、時価主義会計なんか全くなかった。それがいつの間にか時価主義会計という言葉が出てきて、時価主義会計なんて不可能じゃないか、と思ってたんですけど、ある参考書を読みますと、なるほど時価主義会計は必要なんだなと思いました。と言

いますのはたとえばメーカーが製造設備を買って品物を作るという場合でしたら、工場や製造設備というのはメーカーが管理してるわけですよ。だから買った製造設備、買った工場、建てた工場なんかのコストを回収するべく、車を作ったりテレビを作ったりするわけです。会社の管理下にあるわけです。ところが会社が他の会社の株を持つと、この場合、株というのは他の会社の努力でいくらか、というものが成り立つわけですよ。株を持つては株主には、その管理権限ないわけですよ。だから会社が持つて他社の株については時価で評価しなければならぬんだと言われて、なるほどなあ、と思ったんですけどね。そうしたらさらに進んで、工場設備やなんかについても時価で評価しなければいけないという減損会計的な発想が出てきたわけです。じゃあ自分で自分で管理してる工場についてまで時価主義会計的な発想をするのかと思えますと、たぶん日本の銀行というのは、融資をしますよね、一〇年二〇年面倒見るわけですよ。書き換え書き換えてね。アメリカの銀行はいくつかの銀行でシンジケートを組む、そして融資をしたその融資金を第三者に売っちゃうんですよ。債券化してか何かして。その融資金は市場に流れちゃうわけですよ。市場

で買う人は、その会社が景気がいいか悪いかによって融資金の利率が決まってくるんです。その会社の景気が悪くなれば、利息を高くしなければいけない、でも利息を高く書き換えるわけじゃないですよ。日本の今の銀行融資なんか景気が悪くなると利息を高くされちゃいますけどね。だから

が有価証券報告書なんだけれど、それを取得原価で出してもらったんじゃない市場では評価できない。その会社の設備まで時価主義会計で評価しろ、ということになったんじゃないかと思うんですけど、まじがっているかもしれない。それに伴って税法の改正が、



借りてる債務者がリスクを負担するわけだけれど、市場に流れてしまった貸金だったら、利息が高くなるという事は、市場の債券が値下がりする、ということなんです。そういうふうな市場に債券を流してしまう以上は、その会社の景気がいいか悪いか、ちゃんと見なければいけない。それが

の帳簿価格以下であること。つまりそこらの小さい会社が、このホールディング会社をつくるために株式を交換したら株主の簿価を引き継げばいい。株主の簿価は分かれますのでね。だけど株主が五〇人以上である場合は、これはたとえば興業銀行ですよ、この場合は株主の簿価が分からないで

しよ、多数ありすぎて。だから興業銀行の帳簿価額以下であればいいということになるらしいんですよ。それからその時に、株以外に引き渡しを受けるんなら、その金銭などは5%未満にしてくれという事です。

二回目の改正に移りまして、会社分割です。商法の改正としましては、新設分割と吸収分割の制度が創設されました。この二つの制度というのは分割という名前は同じだけれども四つの制度です。どういう制度かと言いますと、分割型分割で新設分割、分割型分割で吸収分割、分社型分割で新設分割、分社型分割で吸収分割、まず分割型と分社型を理解していただかないといけないんだけど、分割型というのは兄弟を作るんですよ。株主が三人いてA社という会社があって、B社という会社に営業の一部を移転するわけです。B社の株主も先ほどの三人なんです。会社を分割して、株主に株式を割り当てるんです。これが本当の分割ですよ。改正前はできなかった。でも分社型分割はちがうんですよ。株主がいてA社があるとしたら、A社がB社を作るんです。単に子会社を作るって事です。分割型と分社型を、どうやって言葉で覚えようか、としばらく悩んだんですけど、会社なんか支

社ていうじゃないですか、仙台支社とか。あれは会社の子会社だと、だから分社というのは子会社だと覚えてるんですけどね。分割というのは横に分かれる、分社というのは支社と同じに下に分かれる。そして今度は、新設分割と吸収分割ですけれども、新設分割というのは新しく会社を作るわけですよ。A社という会社があったら、分割型分割ならB社という会社を新しく作るわけです。あるいはA社という会社があったら分社型分割で、B社という子会社を新しく作るわけです。吸収分割というのは、今の例でしたら、A社という会社があって、B営業部門を分割するときに、C社があったらC社にB営業部門を吸収させるんです。それを吸収分割と言います。どね。一つずつ言いますと、分割型分割で新設分割、これが本当の意味での会社分割です。昔にはできなかったことですよ。新しい会社を作った株主も分けちゃうわけですよ。そして分割型分割で吸収分割、これは合併です。A社の一部の部門、全部または一部だけB社に吸収分割しちゃうわけですよ。B社に持っていったら、極端に言えばA社全部をB社に吸収分割しちゃうわけですよ。そして全部合併もできるが一部合併もできるというの、A社の営業部門が二つあったら、一つの営業部門を吸収分割ということ

ちがう会社に渡せるわけですから。昔みたいに全部の合併だけじゃなく一部の合併ができるということです。次は分社型分割で新設分割、これは現物出資による新会社の設立と同じです。そして分社型分割で吸収分割、これは現物出資による既存会社への増資です。ということ、先ほどの株式交換は二つの名前の一つの分割というの、名前は同じの四つの制度です。だからこれを分けて考えないと、分割という言葉を使った時に言葉が通じません。それでこの税法ですけれど、会社分割自体は法人税法の本法に入ってたわけです。これ以降の改正は、全部法人税法の本法に入っています。私は会社分割だとか後の連結なんというの、租税特別措置法に入れるべきではなかったかな、と思うんだけど、国側に言わせれば、分割というのは、合併分割現物出資、事後設立は同じなんだ、だからそれは本法に入れて組織再編成税制として理論構築しなきゃいけないんだ、ということらしいです。そこで会社分割で税法の改正で組織再編成税制ということ、分割、現物出資、事後設立を统一的に税法は理解することになりました。というのは、会社分割でいうけど、さっき言ったように、会社分割でいうの

は分割であり、合併であり、現物出資であり、場合によたら事後設立なわけですよ。それを全部统一的に理解しなきゃいけない、ということ、ここで抜本的に税法を変えたと、そして原則としてはすべて時価引継だと、だから会社分割するときに、違う会社を作って資産を移転したらそれは時価で売ったとみなす、て言うんです。合併したときも時価で売ったと見なす、だから譲渡益課税がおきちゃうわけですよ。でもそれは無茶でしょ。それで特別な要件がある場合についてだけ簿価引継を認める、という条文になってます。ただ実際には簿価引継でないといけないですよ。わざわざ時価にしてやる必要ないでしょ。だから解説書を見ると普通の場合は時価引継なんだ、そして要件が合った場合に限り簿価引継なんだ、という構図になってます。その要件は、一〇〇%要件、五〇%要件、共同事業要件、この三つがあります。ここでは二つの制度です。一〇〇%要件、五〇%要件でいうのは支配要件なんです。あるオーナーがA社を一〇〇%支配している、同じオーナーがB社を一〇〇%支配している、この関係だったらA社とB社が合併しても適格だよ、と言ってくれるわけですよ。そして五〇%の場合もい

と日本鋼管が合併するときは、一〇〇%じゃないですよ。合併できなくなっちゃうじゃないですか。だから共同事業要件でいうのを作ったんです。同じ事業のために合併するならいいよ、というわけです。銀行と銀行が合併する場合も同じ要件ならいいよ、てわけです。ただ支配要件は同じ支配なんだから、同じ財布の中で移動するんだから、時価に含み益を実現させなくていいんじゃないか、という理屈が通る、これ分かりますよね。でももう一つの共同事業要件はどんな理屈なんだい、違う支配でしょ。まさにこれは租税特別措置法なんです。理論じゃないんですよ。

企業再編成制で特に気をつけたのは、繰越欠損金の取り扱いです。適格合併の場合であっても、消滅会社と存続会社との間の五〇%を超える持株関係が、合併の直前に成立したものである場合は、その成立した日以前に生じた繰越欠損金は利用できなくなるの制限です。親会社のも子会社のもです。昔はそういう場合でも親会社の繰越欠損金は使えたでしょ。今度の組織再編成税制では、どっちが親会社になっても関係ないんです。繰越欠損金だけじゃないんです。親会社が抱えている資産の含み損も使えなくなっちゃうんです。合併後に売って損を出したとしてもその損は認めないということになってるんです。まあ期間制限がありますけどね。組織再編成税制はまだどこに穴があるかわかんない、ていうのは課税庁側自体がまだ分かってないですよ。あっちこっちで矛盾ばかり出てきちゃうんですから。そしてもう一つの改正が、みなし配当課税の廃止、資本積立金と利益積立金について税法基準の採用、つまり昔は利益積立金を資本積立金に組み入れるとみなし配当したでしょ、つまり株式配当とか、利益積立金の資本組み入れをやると、みなし配当になりませんでしたよね。それが廃止されたんです。何でこんな事になったのかというと利益積立金を資本金に組み入れるのを認めると、会社が株主の場合、みなし配当でも課税がおきないわけですよ。益金不算入であるにかかわらず、出資金の簿価が上がるわけですよ。そうやって出資金の帳簿価額を引き上げると売却すると、譲渡益が圧縮できるわけです。あるいは譲渡損を計上できるわけです。そういう節税が認められてたから、利益積立金を資本金への移動とかは認めないことにしたんだとどこかに解説してあるそうです。

第三回改正は金庫株です。
これがまた大きな改正でして、自己株式の買い受け自由化と非自由化、定時総会の決議と配当可能利益の制限、他の株主の参加権、昔は自己株は全く取得できなかったんですよ。だって自己株は蝸足食いですからね。だけど商法が改正になって四つの場合はOKになったんです。社員持株会を作る場合とか、オーナーに相続が開始した場合とか、その場合オーナーの相続人から持株を買い取って、相続人は相続税を払う事ができたわけです。会社に売るときも二六%の課税でよかったです。だけど、今度はできなくなっちゃいました。つまり定時総会で決議しなきゃいけないんですよ。三月に決算があって、五月に定時総会をしていたら、六月

にオーナーが死んじゃったときは、翌年の五月の定時総会まで待たなきゃいけないわけです。こういう場合はどうしたらいいかというところ、脱法として譲渡制限のある株式の会社による買い取り、書いてありますけれども、譲渡制限のある会社の株というのは、譲渡していいかい、と会社に聞いて、取締役会がNOと言ったときには、じゃあ別に買い受け人指定してくれ。指名権があるわけですよ。その申し出をするわけですよ。つまりオーナーの相続人が、定時総会終わって困ったな、会社さん、この株を第三者に売りたいか、とかたかただけ言うわけです。すると会社

法人・個人事業主のお客さまに

京銀 ビジネスカードローンR

R

▶ **ご融資極度額** ▶ 500万円・300万円

▶ **ご融資期間** ▶ 最長2年以内

◆ **担保・保証人は不要!**
(法人のお客さまの場合のみ代表者を保証人といたします)

◆ **インターネットEBの活用で、お借入れ・ご返済の手続きが可能!**

◆ **急な資金需要があっても安心!**

詳しくは下記のフリーダイヤルまでお気軽におたずねください。

≡ **京都銀行**

http://www.kyotobank.co.jp/

ビジネスローンセンター
☎ **0120-075-806**
受付時間: 9:00~17:00(月~金)
 ※ただし銀行の休業日は除きます。

はNOと言うわけです。そして買い受け人として当社を指定するわけです。それで買い受けるなら、定時総会の決議がいらないわけです。もっと極端な脱法ならオーナーの相続人に五千万貸してあげればいいんです。そして担保としてこの株をとるわけです。弁済を受けられないから担保として実行して買い取ってしまった方がいいわけです。二番目は自己株式の処分は新株の発行と同様にみなす、三番目は法定準備金の減少手続きです。たとえば二億円払い込みさせて資本金一億の会社にする、翌年から配当ができちゃうんですよ。これは詐欺師が利用するんじゃないかな、て気がするんですけど。それから額面株式の廃止、そして単元株制度の導入と種類株式毎の単元の株数、つまりたとえ配当優先株は一〇〇株で単元だよ、普通株は一〇株で単元だよ、ということができらうしいです。一単元について一議決権ですからね、株主平等の原則はなくなっちゃったわけです。ここで商法の基本理念が変わっちゃったわけです。昔の商法の基本理念というのは株主平等と債権者保護だったんです。何しろ株主平等じゃないんですから。債権者保護については、資本剰余金の四分の一だけ残せばあ

と配当しちゃってもいいわけですからね。新商法の思想は何かといったら、投資家の自己責任です。そして会社は情報開示しなくてはいけないよ、というふうな思想が変わったんじゃないか。次に税法の思想ですけど、旧税法は課税の公平というのが原則だったと思うんですけど、新税法は課税の公平ではなくて、租税回避の防止というのが思想になったと私は理解しててます。商法の改正というのは大会社を前提にしてるんです。だけど税務署は大会社のことは考えなくていいんです。そこらの中小企業が、どうしてこれを使って脱税しちゃうか、というのを防ぐために税法を作るわけなんです。そう私は理解しててます。

そして先に進めますが、これで税法の改正で、金庫株の取得を認めただんですが、自己株式の取得を減資と同一にみなすことにしました。自己資本の取得は、売買ではなく、資本取引と認識されることになったと理解すればよいと思えます。二番目は、自己株式の売却は増資と同一にみなす。つまり売却益は資本積立金に振り替えます。そして減資によって株主には配当所得と譲渡損益が発生する。だから先の方がオーナーの会社の株を会社に買い取らせると、含み益のある株を買い取らせたりすると、配当所得課税がおきしてしまう。さらにまだ結論が出てないのが、会社が金庫株

を買い取る際の株価がいくらか、ということがわかってないんですよ。これは昔自己株式の取得を認めたときに、通達が出なかったでしょ。なぜ通達が出なかったかという通達を書いたら抜け穴がみえちゃいますからね。通達を出さなければ、実務家というのは実務処理できないでしょ。だから自己株式を利用した節税ができないわけです。また金庫株の取得についてもまだ通達を出してませんよ。国はきつと恐くて出せないんですよ。

第四回改正、譲渡制限会社の授権資本の制限の廃止、新株予約権制度の創設(ストックオプション)、計算書類の公開です。新株予約権は宝くじです。今この会社の株価は市場で五万円です。あなたに六万円で引き受けていいよ、という権利を渡すわけです。会社の株が七万円に上がったときに権利行使すれば一万円儲かるわけです。でもこの会社の株が五万円のままであったら価値なくなっちゃうんです。ストックオプションというのは魔法の打出の小槌というんですか、でもその時に増資すればもっと入ってくるんです。だから株主の持ち分が全部薄くなっているんです。だからこんなのはインチキなんです。そして税法の改正で、ストックオプションの限度額を一、二〇〇万円に引き上げ、そして非適格のストックオプションは給与所得、事業所得、雑所得として課税する、ストックオプションを利用した会社の支配が可能になるだろう。

第五回改正が責任の軽減です。大和銀行のさっきの莫大な損害賠償金を取締役が受けちゃって、実業界がパニックになりました。そこでもらった給料の三年分でOKだとかいうふうな法律を改正して、定款に書いたり、株主総会で決議すればその金額を限度として賠償義務を負えばいいというふうな改正されたということです。

第六回改正は、委員会を設置する会社というものがつくられました。そして現物出資についての財産の価格の証明、これは税理士ができるんです。そして種類株式の発行、どんな種類を作ってもいいというわけです。ですから、極端に言えば、残余財産の請求権のない株を発行するのも可能だと思えます。死にそうなお父さんの株をこれに変えちゃうんです。そしてお父さん死んじゃって、子供が相続した、よし、もとの株に戻そうとかね。どうすんのかな、課税庁は、そして紛失株式の届出制度、これは株をなくすと裁判所に届けていたのを、会社に届け出れば、株は無効になってまた新たに株が発行できることになりました。

税法の改正では、連結納税制度、受取配当等の益金不算入割合の引き下げ、そして、退職給付引当金制度を廃止する、という改正が通りました。

第七回改正は、二、三日前を通りました。自己株式の取得を取締役会の決議によっても認めること、定時総会まで待たなくていいというものです。これは上場会社に限るというもので、中小企業には使えません。

(編集委員 井上玲子)

京都税理士協同組合・大同生命兵庫
平成15年度大同生命税理士代理店奨励賞

編成士会館記念キャンペーン
総合事業保障プラン表彰旅行

初夏、北海道の旅

対象期間：平成15年4月1日～平成15年3月31日
対象者：奨励賞、表彰賞のあった大同生命の代理店
対象地：札幌・旭川・帯広・苫小牧・釧路
ご参加、または参加の一助を願っています。

参加費	税別
1名以上	5,000円
2名以上	4,500円
3名以上	4,000円

7月、広大な丘原地帯を彩りも鮮やかに花の絨毯が覆う。ゆるやかにうねり、激打つ大地。東てしない空の広がりに悠々と渡る。息をのむ感動は、実感しなければ伝わらない。さあ！とっておきの“リラクゼーションツアー”に出かけよう。 京都市協同組合事務局 事務局 075-312-6405、FAX 075-312-7122